鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五年
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	九年
	その他の設備	一四年
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	一一年
	その他の設備	七年
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	六年
	その他の設備	一〇年
はん用機械器具（はん用性を有するものであつて、他の器具及び機械に組み込み、装置に組み、又は取り付けることにより、その用に供されるものをいう。以下同じ。）製造業用設備、部品、デバイス（電子回路又は電子部品をいう。）製造業用設備及び電気機械器具製造業用設備を除く。		一二年
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものであつて、これらのものの用にてあつて物の生産の用に供されるものを含む。）製造業用設備（業務用機械器具製造業用設備を除く。）	金属加工機械製造設備	九年
	その他の設備	一二年

業務用機械器具（業務用又はサービス業用に供されるものであつて、これらのものの用にてあつて物の生産の用に供されるものを含む。）製造業用設備（はん用機械器具、生産用機械器具及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）		七年
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六年
	プリント配線基板製造設備	六年
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五年
	その他の設備	八年
電気機械器具製造業用設備		七年
情報通信機械器具製造業用設備		八年
輸送用機械器具製造業用設備		九年
その他の製造業用設備		九年
農業用設備		七年
林業用設備		五年
漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		五年
水産養殖業用設備		五年
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	三年
	坑井設備	六年
	掘さく設備	一二年
	その他の設備	六年
総合工事業用設備		六年